

# 指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所 あつとほうむLifeみやこ 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹会が設置する共同生活援助事業所あつとほうむLifeみやこ(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

## (事業所の運営方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当っては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項の他、法及び「指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年岩手県条例第81号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 指定共同生活援助事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あつとほうむLifeみやこ
- (2) 所在地 岩手県宮古市田の神2丁目5番7号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 3名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- (3) 生活支援員 7名以上

生活支援員は、利用者に対し入浴、排泄、食事等に関する介護及び金融機関への手続きの代行を

行う。

- (4) 世話人 24名以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活全般の援助を行う。

- (5) 事務員 1人

事務員は、経理、総務を担当する。

#### (入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、89名とする。また、各ホームの利用定員については次のとおりとする。

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| (1) 共同生活援助事業所 しおんはうす      | 定員 4名 |
| (2) 共同生活援助事業所 あつとほうむ宮町    | 定員 4名 |
| (3) 共同生活援助事業所 あつとほうむ泉町    | 定員 5名 |
| (4) 共同生活援助事業所 かりんはうす      | 定員 5名 |
| (5) 共同生活援助事業所 ウイッシュ佐原     | 定員 5名 |
| (6) 共同生活援助事業所 ウイッシュ新川     | 定員 4名 |
| (7) 共同生活援助事業所 おりーぶはうす     | 定員 5名 |
| (8) 共同生活援助事業所 あすなろはうす     | 定員 5名 |
| (9) 共同生活援助事業所 さくらはうす      | 定員 4名 |
| (10) 共同生活援助事業所 どんぐりはうす    | 定員 5名 |
| (11) 共同生活援助事業所 みずきはうす     | 定員 5名 |
| (12) 共同生活援助事業所 くるみはうす     | 定員 6名 |
| (13) 共同生活援助事業所 つくしはうす     | 定員 6名 |
| (14) 共同生活援助事業所 つばきはうす     | 定員 4名 |
| (15) 共同生活援助事業所 かたくりはうす    | 定員 5名 |
| (16) 共同生活援助事業所 あつとほうむ山口 A | 定員 5名 |
| (17) 共同生活援助事業所 あつとほうむ山口 B | 定員 7名 |
| (18) 共同生活援助事業所 ウイッシュ山口    | 定員 5名 |

#### (内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は利用者の障害の特性に配慮しつつ、共同生活援助の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該共同生活援助の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

#### (主たる対象者)

第7条 事業所において、共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 精神障害者
- (3) 身体障害者

(指定共同生活援助の内容)

第8条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事等の日常生活上の支援
- (2) 食事、入浴、排せつ等の介護
- (3) 健康管理、金銭管理の援助
- (4) 日常生活における相談支援
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 夜間における支援
- (7) 緊急時の対応
- (8) 日中活動に係る他の事業所等の関係機関との連絡調整
- (9) その他必要な介護、支援等

(介護等)

第9条 介護等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護等の支援を受けさせてはならないものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払いを受けるとし、支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を支給決定障害者に対し交付するものとする。

(事業所が利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲及びその額)

第11条 事業所は共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃・光熱水費・食費・その他日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。この場合の利用料金は別に定める。

2 前項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預り証を、また、同項の規定による精算時には、

現に要した費用に係る証拠書類に基づき支給決定障害者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

3 第1項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意(記名捺印)を受けるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業所は、利用者が同一の月に他の障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた障害福祉サービスの額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。)を超えるときは、事業所は当該障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知しなければならない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 入居に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。
- (3) 利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘等の活動を行ってはならない。
- (4) 他利用者及び職員に対しての暴力の行為及び迷惑行為は禁止する。

(緊急時における対応方法)

第14条 事業所の従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、行政機関、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

(秘密保持等)

第16条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員ではな

くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

#### (人権の擁護及び虐待防止のための措置)

第17条 事業所は利用者の人権擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- (5) 虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
- (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

#### (身体拘束の禁止)

第18条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することができる。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる装置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

#### (苦情解決)

第19条 事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする
- 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

#### (感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための支援)

第20条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲

げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議を随時開催及びその結果について従業者への周知徹底。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の設備。

(事業継続計画の作成)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第22条 事業所は、実施する共同生活援助の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 事業所は利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第5条(9)おり一ぶはうすに名称を変更。
- 2 この規程は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

- 1 第5条(18)かたくりはうすに名称を変更。
- 2 この規程は、平成30年11月3日から施行する。

附 則

- 1 第5条 入所者の定員を88名 (5)かりんはうす 定員5名に変更。
- 2 この規程は、平成30年11月17日から施行する。

附 則

- 1 第5条 入所者の定員を87名 (2)あつとほうむみやこ 定員3名に変更。
- 2 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 第2条 (事業所の運営方針)に変更。
- 2 第3条 (2)所在地 岩手県宮古市田の神2丁目5番7号 に変更。
- 3 第4条 (1)管理者 1名  
(1)管理者 1名 管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。  
(3)生活支援員 4名以上  
(4)世話人 18名以上 に変更。  
(5)事務員 1人 事務員は、経理、総務を担当する。 を追加。
- 4 第7条 事業所において、共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  
(1)知的障害者 (2)精神障害者 (3)身体障害者 に変更。
- 5 第8条 (5)余暇活動の支援 (6)夜間における支援 を追加。
- 6 第13条 (サービスの利用に当たっての留意事項) に変更。  
(3)利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘等の活動を行ってはならない。  
(4)他利用者及び職員に対しての暴力の行為及び迷惑行為は禁止する。 を追加。
- 7 第15条 3 事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、行政機関、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。 を追加。
- 8 第16条 追加。
- 9 第17条 追加。
- 10 第18条 追加。
- 11 第19条 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。 3 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする を追加。
- 12 第20条 追加。
- 13 第21条 追加。
- 14 第23条 追加。

15 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 第4条(2)サービス管理責任者 4名 (3)生活支援員 7名以上 (4)世話人 24名以上に変更。

2 第5条 事業所の入居定員を101名に変更。

(2) 共同生活援助事業所 あつとほうむみやこ 定員3名を削除。

(2) 共同生活支援事業所 あつとほうむ宮町 定員4名

(3) 共同生活援助事業所 あつとほうむ泉町 定員5名

(4) 共同生活援助事業所 かりんはうす 定員5名

(5) 共同生活援助事業所 ウイッシュみやこ 定員6名

(6) 共同生活援助事業所 ウイッシュ佐原 定員5名

(7) 共同生活援助事業所 ウイッシュ新川 定員4名

(8) 共同生活援助事業所 おりーぶはうす 定員5名

(9) 共同生活援助事業所 あすなろはうす 定員5名

(10) 共同生活援助事業所 さくらはうす 定員4名

(11) 共同生活援助事業所 ぼぷらはうす 定員6名

(12) 共同生活援助事業所 どんぐりはうす 定員5名

(13) 共同生活援助事業所 みずきはうす 定員5名

(14) 共同生活援助事業所 くるみはうす 定員6名

(15) 共同生活援助事業所 つくしはうす 定員6名

(16) 共同生活援助事業所 つばきはうす 定員4名

(17) 共同生活援助事業所 かたくりはうす 定員5名に変更。

(18) 共同生活援助事業所 あつとほうむ山口 A 定員5名

19) 共同生活援助事業所 あつとほうむ山口 B 定員7名

20) 共同生活援助事業所 ウイッシュ山口 定員5名を追加。

3 第20条 (1)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議を随時開催及びその結果について従業者への周知徹底に変更。

4 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 第5条 事業所の入居定員を95名に変更。(11)共同生活援助事業所 ぼぷらはうす 定員6名を削除。

2 この規程は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

1 第4条(2)サービス管理責任者 3名に変更。

2 第5条 事業所の入居定員を89名に変更。(5)共同生活援助事業所 ウイッシュみやこ 定員6名を削

除。

3 この規程は、令和7年7月1日から施行する。